

興行場法施行条例

昭和59年7月9日
条例第23号

改正 平成2年3月26日条例第8号 平成5年3月25日条例第4号
平成8年3月25日条例第11号 平成12年3月23日条例第2号
令和2年3月19日条例第14号

「興行場法施行条例」をここに公布する。

興行場法施行条例

興行場法施行条例（昭和23年長野県条例第106号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、[興行場法](#)（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、[法](#)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（構造設備の基準）

第2条 [法第2条第2項](#)の規定による構造設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 清浄な空気を十分に供給することができる換気設備が設けられていること。
- （2） 入場者が利用する場所には、適当な照度を保つことができる照明設備が設けられていること。
- （3） 客席部の固定式のいす席（長いす式のいす席を除く。）は、1人当たりの占用幅員が40センチメートル以上、いす背の間隔が80センチメートル以上であること。
- （4） 便所は、次のとおりであること。
 - ア 床面及び内壁の適当な高さまでは、不浸透性材料で覆われていること。
 - イ 適当な数の流水式の手洗施設が設けられていること。

2 知事は、興行場の種類等により公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の基準の一部を適用しないことができる。

一部改正〔令和2年条例14号〕

（衛生措置の基準）

第3条 [法第3条第1項](#)の規定による衛生に必要な措置の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 屋内は、換気を十分に行うとともに、適当な照度を保つこと。
- （2） 入場者が利用する場所は、毎日清掃し、常に清潔を保つこと。
- （3） ねずみ、昆虫等の侵入及び発生の防止並びに駆除を効果的に行うこと。
- （4） 規則で定める基準により算定した定員を超えて客を入場させないこと。
- （5） 規則で定めるところにより入場者の衛生上必要な備品を備え置き、これを適正に管理すること。

附 則

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日条例第8号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日条例第4号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第11号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

9 平成12年4月1日前においてこの条例による廃止前及び改正前のそれぞれの条例の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和２年３月19日条例第14号）
この条例は、令和２年４月１日から施行する。